

# 就労継続支援事業(A型、B型)、就労移行支援事業における 会計処理等について

## 1 適正な賃金・工賃の算出について

障害福祉課 管理・指定グループ

就労継続支援 A 型・B 型事業、就労移行支援事業については、基準省令・解釈通知において下表のとおり定められています。

また、就労継続支援 A 型・B 型事業は、前年度の賃金・工賃の実績に応じて基本報酬の算定区分が決まるため、適正に賃金・工賃を算出する必要があります。

サービス種別	基準省令の内容
就労継続支援 A 型 (基準省令第 192 条)	生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。 賃金の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
就労継続支援 B 型 (基準省令第 201 条)	利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
就労移行支援 (基準省令第 85 条準用)	生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

## 2 適正な会計処理について

障害福祉課 管理・指定グループ

令和 3 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業において、「就労支援事業会計の運用ガイドライン」が作成されました。「就労支援事業会計の運用ガイドライン」は、就労支援事業における会計処理について、会計処理の実例や留意すべき事項等を網羅的かつ分かりやすく示すことで、就労継続支援 A 型・B 型事業所、就労移行支援事業所を運営する法人の会計処理が、円滑に行われる一助となることを目的にまとめられたものです。

就労継続支援 A 型・B 型事業所、就労移行支援事業所におかれては、別添の「就労支援事業会計の運用ガイドライン」に基づき、適正に会計処理を行ってください。

### 3 指定就労継続支援(A型、B型)における 就労支援事業別活動明細書等の提出について

福祉政策課 指導監査グループ

基準省令・解釈通知及び適正な会計処理により賃金・工賃が算出されていることを確認するため、「就労移行支援事業、就労継続支援(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日 障障発第0402001号)」、別添の「就労支援事業会計の運用ガイドライン」等に基づき、対象となる事業所は以下のとおり書類を提出してください。

後日、改めて対象となる事業所あてに同内容で通知を行う予定です。

対象事業所	令和4年度中に事業を実施した指定就労継続支援A型・B型事業所
提出書類	<p>① <u>就労支援事業別事業活動明細書</u></p> <p>② <u>就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書、又は就労支援事業明細書</u> 生産活動に係る年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区別することが困難な場合には、就労支援事業明細書の作成のみで可。また製造業務、販売業務のいずれかのみを行う場合は、原価明細書又は販管費明細書のいずれかのみで可。</p> <p>③ <u>その他の積立金明細表、その他の積立資産明細表</u> 積立金、積立資産を計上している法人。</p> <p>④ <u>就労継続支援A型・B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書、就労継続支援A型事業所におけるスコア表(全体)</u> 令和5年度当初に障害福祉課に提出した届出書。</p> <p>⑤ <u>経営改善計画書</u> 就労継続支援A型事業所で、基準省令第192条第2項を満たさない場合に作成し、提出が必要。</p>
提出期限	令和5年6月30日(金)
提出方法・提出先	提出書類を郵送してください。 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 福祉政策課 指導監査グループ
提出後の指導等	提出書類について不明な点等が生じた場合、福祉政策課から問い合わせ等を行います。その際、追加資料の提出を求められることがあります。 なお、提出資料や基本報酬の算定区分について誤りが判明した場合は、資料や算定区分届出書の修正、自主点検(過誤調整等)を求められることがあります。
その他	就労支援事業別事業活動明細書等の提出を拒否する場合や会計書類が適切に作成されず就労支援事業の状況が把握できない場合は、実地指導等を随時実施し、運営状況等を確認します。